

米沢市ふるさと納税事務支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、米沢市ふるさと納税事務支援業務に係る公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本業務は、本市が実施するふるさと納税事業を推進するため、寄附の受付業務、返礼品の発注・配送管理、返礼品提供事業者の開拓、返礼品開発の提案及び情報発信等を民間事業者へ業務委託することにより、事務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した歳入の確保、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図ることを目的に実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

米沢市ふるさと納税事務支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「米沢市ふるさと納税事務支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

本業務に係るふるさと納税の受付業務開始は、令和6年8月1日とする。

なお、契約締結の日から令和6年7月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。

(4) 委託料の見積上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

① 事務支援業務委託料 寄附金額の5.5%

② 寄附金受領証明書等作成及び発送業務委託料 1件当たり253円

③ ワンストップ特例制度申請受付業務委託料 1件当たり275円

※以下の費用は含まない。

- ・本市が契約している寄附受付ポータルサイトの利用に係る使用料及び手数料
- ・クレジットカード決済等の決済手数料
- ・返礼品及び返礼品送付に関する費用

(5) 業務に係る想定寄附金額及び想定寄附件数等

① 想定寄附金額 1,400,000,000円

② 想定寄附件数 50,000件

③ 想定ワンストップ特例制度申請受付件数 16,000件

④ 想定上限委託料 94,050,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※単価契約のため寄附金額及び寄附件数等の増減により委託料は変動する。

3 事業者の選定方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、参加表明をする時点で、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

なお、本プロポーザルは、ふるさと納税ポータルサイトの運用・管理をはじめ、新たな返礼品の提案、情報発信等に関する業務のほか、寄附受納証等の作成及び発送など業務が多岐にわたることから、多様な企業の参加を募ることを目的として、共同事業体の参加も認めるものとする。

- (1) 山形県内に本社又は事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 対象業務に対応する種目について、米沢市契約規則（昭和53年米沢市規則第5号）第23条第2項に規定する米沢市指名競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、登録簿に登録されていない者については、参加表明期限の日までに本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。
- (4) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成6年米沢市告知66号）に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てが行われたものでないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (9) その他必要と認める事項。

5 参加資格申請

「4 参加資格要件 (3)」のただし書きにおいて、登録簿に登録されていない者で、本業務に関する参加資格審査申請を希望する場合は、次の(1)の書類を提出すること。

ただし、この申請が正式に受理された場合においても、参加資格は本業務に限られるものであり、登録簿に登録されものではないことを留意すること。

(1) 提出書類

- ① 参加資格審査申請書（様式1）
- ② 経営状況調書（様式2）
- ③ 許認可一覧表（様式3）
- ④ 営業所一覧表（様式4）
- ⑤ 委任状（様式5）

代理人（支店・営業所等）に契約等を委任する場合は提出すること。

- ⑥ 使用印鑑届（様式6）

契約等に実印以外の印鑑を使用する場合は提出すること。

- ⑦ 指名停止等措置状況調書（様式7）

- ⑧ 履歴事項全部証明書（法務局で発行する証明書）
令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署で発行する証明書）
令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑩ 完納証明書又は法人住民税納税証明書（区市町村で発行する証明書）
令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑪ 印鑑登録証明書
令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑫ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号の3）
- ⑬ 直近年度の財務諸表
賃借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損益計算処理書

(2) 提出部数
各1部

(3) 提出方法
「6 参加表明書等の提出」に定める提出書類に同封して、参加表明書等の提出期間内に提出すること。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加表明書等を提出すること。

なお、提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件を満たしていないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

様式を指定したもの以外は任意の様式とする。

- ① 参加表明書（様式8）
- ② 会社概要書（様式9）
会社パンフレット等を添付すること。
- ③ 業務実績調書（様式10）
- ④ 業務実施体制調書（様式11）
- ⑤ 配置予定従事者調書（様式12）
- ⑥ 共同企業体協定書

共同企業体で応募する場合は提出すること。

注1) 共同企業体で応募する場合は、提出書類のうち②及び③の書類について共同企業体を構成する各事業者分を提出すること。

(2) 提出部数
各1部

(3) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期間内に必着とすること。

(4) 提出期間
令和6年5月1日（水）から令和6年5月24日（金）まで
持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提出先（事務局）
〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市産業部商工課ふるさと納税推進室 担当 渡部

(6) 参加資格審査

提出された書類等について、担当部署で参加資格を審査し、資格適合者には令和6年5月29日（水）まで企画提案書等の提出依頼及びプレゼンテーション参加要請書を電子メールで通知する。

7 企画提案書等の提出

仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

様式を指定したもの以外は任意の様式とし、A4判縦長横書き両面とすること。

① 企画提案書等提出届（様式13）

② 企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書は、概ね20ページ以内とすること。
- ・説明は文書をもって具体的にわかりやすく記載し、表やイメージ図等は説明文書の補足として用いること。表や図のみでの説明は認めない。
- ・独自提案があれば、可能な限りその内容を記載すること。
- ・図面等補足資料でA3判の用紙を使用する場合は、横折込とすること。
- ・企画提案者を特定することができるような内容（社名等）の記載は行わないこと。

③ 参考見積書（様式14）

(2) 提出部数

① 正本1部（①企画提案書等提出届（様式13）及び③参考見積書（様式14）に代表者印押印のもの）

② 副本7部（正本の写し）

③ 提出書類一式を保存した電子媒体（CD-ROM等）1枚

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期間内に必着とすること。

(4) 提出期間

令和6年5月29日（水）から令和6年6月5日（水）まで
持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提出先（事務局）

〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市産業部商工課ふるさと納税推進室 担当 渡部

(6) その他

- ① 企画提案書は、1事業者（共同企業体を含む。）につき1提案とする。
- ② 本プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案作成費、交通費等）は、参加事業者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、事業者に返却しない。
- ④ 提出された企画提案書の訂正及び追記は認めない。
- ⑤ 提出された書類は、事業者の選定に必要な範囲において、本市で複製を作成することがある。
- ⑥ 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、受託候補者として選定された者の企画提案書について、本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、利用できるものとする。
- ⑦ 提出書類に用いる言語は、日本語とすること。

8 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式15）により提出すること。

なお、電話、FAX、来訪による口頭又は持参での質問及び提出期限を過ぎ場合の質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問書（様式第15号）により電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名に「米沢市ふるさと納税事務支援業務委託公募型プロポーザル質問書」と明記のうえ送信し、送信後に受信確認のため事務局へ電話連絡（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）を行うこと。

（電子メール） syouko-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

（事務局電話） 0238-22-5111（内線4108）

(4) 回答

令和6年5月17日（金）までに米沢市公式ホームページに質問に対する回答を掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

9 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

① 受託候補者の選定は、「米沢市ふるさと納税事務支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、別表「評価基準」に基づき審査を行う。

② 審査委員会は、審査委員の評価点の合計得点が最高得点の者を受託候補者として選定し、次に合計得点が高い者を次点者とする。ただし、合計得点が配点合計の6割に満たない場合は、受託候補者とししないものとする。

③ 企画提案書を提出した参加者が1者であっても、審査委員の評価点の合計得点が配点合計の6割以上の場合には受託候補者として選定する。

④ 審査委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、企画提案のあった全事業者に対して電子メール及び書面にて通知するとともに、米沢市公式ホームページにおいて公表する。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日時及び場所

令和6年6月17日（月）予定

※実施日時及び場所の詳細は、プレゼンテーション参加要請書に記載し通知する。

(2) 実施時間

1事業者につき30分程度とする。

（提案書の説明を20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度設ける。）

(3) 参加人数

プロポーザル参加1事業者につき、説明者を含めて3名以内とする。

(4) その他

- ① プレゼンテーションは、非公開とする。
- ② プレゼンテーションは、パソコンを使用して行うことができることとする。プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、それ以外のパソコン等は事業者が持参すること。
- ③ プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに表記順に行うものとし、企画提案書以外の資料等を用いた説明は認めないので留意すること。

11 失格事項

プロポーザル参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件等」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) プレゼンテーションに正当な理由が無く参加しなかった場合

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと本市が判断したときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合、プロポーザルの準備に要した経費を本市に請求することはできない。

13 契約

(1) 契約方法

受託候補者と業務内容について協議し、仕様書を確定させた上で、見積合わせを行い、随意契約の手続きにより契約を締結する。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次点の事業者と同様の交渉を行うものとする。

- (2) 契約手続きは、米沢市契約規則(昭和53年米沢市規則第5号)の規定によるものとし、この契約の手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

14 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式16)を事務局に提出すること。
なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

15 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

住所	〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
名称	米沢市産業部商工課ふるさと納税推進室 担当 渡部
電話	0238-22-5111 (内線4108)
FAX	0238-24-4541
電子メール	syouko-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

16 実施要領の配布等

(1) 実施要領、様式の配布

米沢市公式ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

URL <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp>

(2) 説明会

説明会は実施しない。

17 スケジュール

内 容	期 日 等
公募開始（公告）	令和6年5月 1日（水）
質問書の提出期限	令和6年5月10日（金）
質問の回答	令和6年5月17日（金）
参加表明書の提出期限	令和6年5月24日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年6月 5日（水）
企画提案プレゼンテーション審査	令和6年6月17日（月） 予定
選定結果の通知	令和6年6月下旬 予定
契約締結	令和6年6月下旬 予定

別表 評価基準

No	評価項目	評価の視点	配点	
1	業務遂行の体制	業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
		業務内容の理解及び業務体制	業務全体を適正かつ確実に実施するための人員体制及び業務工程が繁忙期の体制やトラブル対応も含めてしっかり整っているか。	5
		導入計画及び事前準備	業務開始までの事前準備も含め返礼品提供事業者との連携体制の構築等、実現可能な導入計画となっているか。	5
		寄附者からの問い合わせ対応	寄附者及び返礼品提供事業者からの問い合わせ及び苦情等に対し、適切かつ丁寧に対応することができる体制が整っているか。	5
		個人情報の保護	受注者及び返礼品提供事業者において寄附者の個人情報の漏えいを防止するための対策が講じられており、その有効性があるか。	5
2	企画提案	寄附情報管理及びポータルサイトの管理・運用技術	寄附情報管理システム及びポータルサイトのシステムに精通し、返礼品の追加、編集等の管理運営に優れているか。また、本市の特色を活かした魅力的なデザインや発信等ができる技術を有し、具体的な提案がなされているか。	10
		返礼品発注及び配送管理	返礼品提供事業者と連携を密にし、適正に返礼品の出荷依頼及び配送管理等を行う具体的な提案がなされているか。	10
		リピーターの確保及び増加	ポータルサイトにおける寄附の傾向を把握・分析し、本市返礼品の特徴を理解したうえでリピーターの確保及び増加につながる提案がなされているか。	10
		返礼品提供事業者の開拓及び返礼品開発の提案	新たな返礼品提供事業者の開拓について具体的な方法が提案されているか。また、返礼品の開発について地域の事業者と連携して魅力ある返礼品の開発を推進する提案がなされているか。	10
		広報・プロモーション戦略	本市の現状を踏まえ、寄附額の増加につながる効果的な広報・プロモーション戦略を展開し、寄附の獲得に直結する施策の提案がなされているか。	10
		寄附金増額に向けた新たな提案	本市のふるさと納税寄附金増額に向けた新たな取組みや提案がなされているか。	10
3	見積額	参考見積書の業務委託料（パーセンテージ等）は提案内容に対して適正な見積額か。	10	
合 計			100	